公益社団法人　伊豆の国市シルバー人材センター役員費用弁償に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第20条第1項に定める役員及び理事長が委嘱した委員（以下「役員等」という。）の費用弁償並びに支給方法について定めるものとする。

（費用弁償）

第２条　役員等がその職務にかかる会議等（総会を除く）に出席したときの費用弁償は、日額3,000円を支給する。

（費用弁償の除外）

第３条　伊豆の国市職員及び公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター職員の身分を有する者については、第１条の規定に関わらず、費用弁償は行わない。

（規程の改廃）

第４条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

（支給方法）

第５条　この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、旅費規程に準ずる。

（委任）

第６条　この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２５年４月１日より施行する。

（施行期日）

この規程は、平成２８年４月１日より施行する。